

事務連絡
令和6年1月16日

特定非営利活動法人
キャリアコンサルティング協議会会長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
キャリア形成支援室長

令和6年能登半島地震の被害を受けた者の権利利益の保全等を目的としたキャリアコンサルタント登録制度に関する特別措置に係る留意事項について

平素よりキャリアコンサルタント登録制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

令和6年能登半島地震の被害を受けた者に対し、キャリアコンサルタント登録制度に関する特別措置を行う旨を示した令和6年1月16日付け開発0116第3号「「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」の制定等について」（以下単に「通達」といいます。）に係るキャリアコンサルタント登録制度の運用にあたっては、下記に御留意の上、遺漏のないようお願いいたします。

記

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の18の規定に基づき、更新の申請については、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に行わなければならないこと。そのため、今般の措置により登録の有効期間満了日が延長された場合の申請可能期間は以下のとおりとなること。

- 1 通達記の1（2）により有効期間満了日が令和6年6月30日まで延長された場合
申請可能期間：令和6年4月1日から令和6年5月31日まで
- 2 通達記の2により期日を指定して個別に有効期間満了日が延長された場合
申請可能期間：当該延長された有効期間満了日の90日前から30日前までの間
このため、当該申請可能期間徒過後は、有効期間満了日の延長の申出を行っても更新申請を行うことができないことに留意が必要である。